

Q 1. リスクアセスメント対象物質に対する個人ばく露測定の方法について、決まりはあるのでしょうか。

A 1. [技術上の指針（令和5・4・27）](#)では、濃度基準値が設定されている物質（67物質、適用日：令和6・4・1）について、リスクの見積もりの過程において、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合には、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（確認測定）を実施するよう事業者に求めています。

確認測定における試料空気の採取は、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器により、労働者の呼吸域における物質の濃度を測定することとされています。

また、8時間濃度基準値との比較を行うための確認測定では、均等ばく露作業ごとに最低限2人の測定対象者を選定し、連続する8時間または複数の測定を連続して8時間行い試料を採取することが望ましいとされています。

一方、短時間濃度基準値と比較するための確認測定では、最大ばく露労働者（1人）について、1日の労働時間のうち最もばく露の程度が高いと推定される15分間に測定を実施する必要がある、少なくとも3回程度測定することが望ましいとされています。

さらに、試料採取方法と分析方法については、技術上の指針の別表第1の73物質について、物質ごとの標準的な方法が示されており、これらの方法と同等以上の精度を有する方法があればその方法でも差し支えないとされています。

日本作業環境測定協会では、[会員専用ウェブサイト](#)でNIOSH（米国労働安全衛生研究所）の方法や厚労省のリスク評価事業の中で公開されたリスクアセスメント対象物質の測定・分析方法を参考として200余の物質について載せていますので参考にしてください。

Q 2. リスクアセスメント対象物質の適用になった物質を対象になっていない物質への代替を検討していますが、今後2,900物質まで増やされる予定の中で、代替物質が対象になってしまう残念な代替になる可能性があると思いますが、候補物質を知る方法はありますでしょうか。

A 2. リスクアセスメント対象物については、令和5年9月現在施行中の667物質（674物質から酸化アルミニウムなど7物質を除外）、令和6年4月施行分の234物質、令和7年4月および令和8年4月施行分の約2,300種類が労働安全衛生総合研究所の関連ポータルサイト[職場の化学物質管理ケミサポ](#)において掲載されています。

さらに、令和9年以降も毎年 50～100 物質のペースで追加される予定です。

なお、リスクアセスメント対象物以外の物質であればリスクアセスメントの実施義務はありませんが、代替後の化学物質が何らかの危険性・有害性を有している場合には、リスクアセスメントを実施するよう努めなければなりません。

また、リスクアセスメント対象物以外の物質の中には、危険性・有害性が不明な物質が含まれていますので、代替を検討する場合は、

- ・ばく露限界値がより大きい化学物質
- ・GHSまたはJIS Z 7252「GHSに基づく化学品の分類方法」に基づく危険性・有害性の区分がより低い化学物質

など、危険性・有害性が低いことが明らかな化学物質への代替を行うものとし、危険性・有害性が不明な化学物質への代替は避けるべきと考えられます。

Q 3. リアルタイムモニターは、1-ブロモプロパンに使用できますか。

A 3. 今回講師を務めていただいた新コスモス電機株式会社 吉栄様からの回答は、以下のとおりです——。1-ブロモプロパンについては未調査です。詳細なご説明については、メーカーに直接お問い合わせをお願いいたします。

Q 4. シンナーなど混合物に対する化学防護手袋について、メーカーと相談してもわからない場合どうしたらよいでしょうか。

A 4. 大変恐れ入ります。[公益社団法人日本保安用品協会](#)などへお問い合わせください。